

項目内容	要件	判定根拠(着眼点など)	空港管理者チェック欄
経路	計画にはレベル4自動運行の経路を記載すること	レベル4自動運行を行う経路を地図上に記載して示すこと。レベル4自動運行を行う経路を特定し得る程度の記載が必要となるため、「〇〇から〇〇までの間」等の曖昧な記載とならないようにする。	
ODDの設定	計画にはレベル4自動運行の運行設計領域(ODDの設定等)を記載すること		
気象条件	計画にはレベル4自動運行を行うための前提となる気象の状況を記載すること	「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等のように記載すること。どのような気象の状況下においてレベル4自動運行を行うか(又は行わないか)を特定し得る程度の記載が必要となるため、単に「悪天候でないこと」等の曖昧な記載とならないようにする。	
自動運行補助施設・道路構造	計画にはレベル4自動運行を行うための前提となる道路の構造を記載すること	道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するもの)、その他の特定の道路構造がレベル4自動運行の前提となっている場合には、当該道路構造について記載すること。	
駐停車禁止区域の設定	車両使用承認証で定められた区域以外を走行ルートとして設定しないこと。また駐停車禁止区域を定めた上で、特別な事柄がない限り、駐停車禁止区域で駐停車しない設定をすること。		
ERA内での運転	ERA内では下記の運転方法を守ること。 a. ERAの位置と境界を特定すること b. 航空機がスタンドにいることを認識すること c. 航空機が駐機状態にあることを確認すること d. 決められた進入ポイントと脱出ポイントに従うこと e. ERA内の制限速度を超えないこと f. 航空機の翼の下で運転/駐車しないこと g. 航空機と平行に走行し、急旋回を避けること h. 燃料トラックの移動を妨げたり、避難経路を妨げたりしないこと i. 乗客の脱出経路を妨げないこと j. 消火設備や給油栓の緊急停止スイッチへの動線を妨がないこと		
自動運行期間	計画にはレベル4自動運行期間を記載すること		
レベル4自動運行を行う車両の台数	計画にはレベル4自動運行を行う車両の台数を記載すること		
空港制限区域内における試験走行の実施と走行条件等の設定	その他、経路上の交通量、事前走行試験結果、使用を想定している充電施設箇所とその電力使用量、駐車位置等の自動運転車両が施設にアクセスするためのインフラについて必要に応じて確認するようにしてください。		
共通インフラ使用計画	計画には共通インフラ使用計画を記載すること		
ODD不適合時の対応	計画にはODD不適合時の対応を記載すること		